



# 米国ハイールド債券ファンド

円コース／米ドルコース／豪ドルコース  
南アフリカランドコース／ブラジルリアルコース  
追加型投信／海外／債券



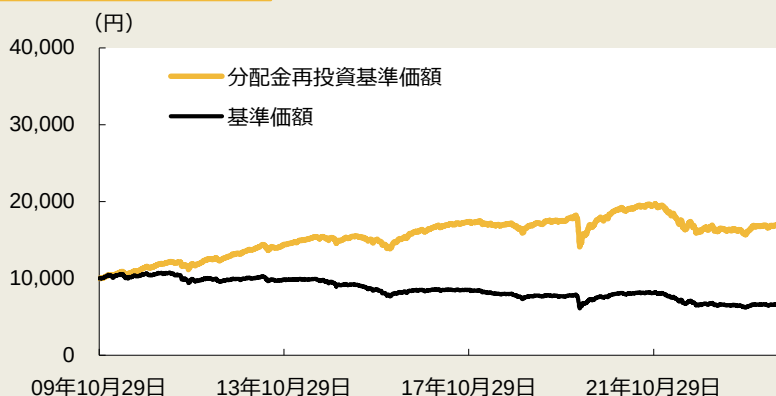
平素は、「米国ハイールド債券ファンド」をご愛顧賜り、厚くお礼申し上げます。  
当資料では、「米国ハイールド債券ファンド」各ファンドの足もとの運用状況についてお伝え致します。

## 各ファンドのパフォーマンス

### 設定来の基準価額の推移

### 過去3年の分配金実績

#### ● 円コース

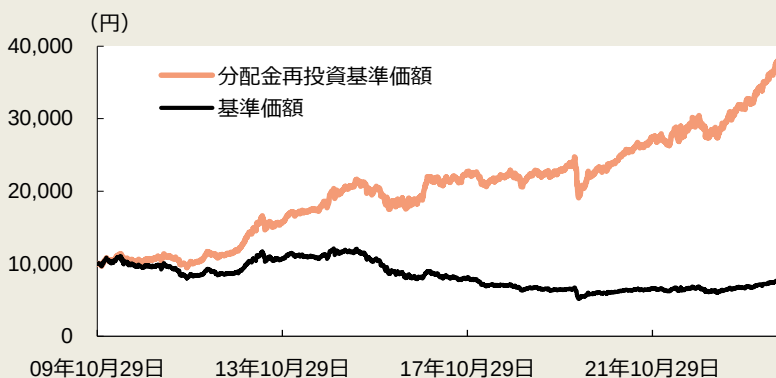


#### 設定来累計分配金

**8,550円**

第142期～第171期 各15円  
第172期～第177期 各10円

#### 🇺🇸 米ドルコース



#### 設定来累計分配金

**13,705円**

第142期～第177期 各35円

※期間：2009年10月29日（各ファンド設定日前営業日）～2024年7月12日（日次）

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※基準価額は各ファンド設定日前営業日を10,000円として計算しています。

※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。

※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

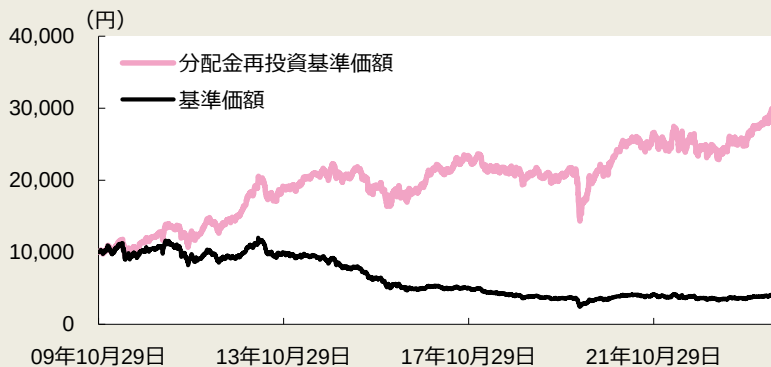
※巻末の当資料の注意事項を必ずお読みください。

## 各ファンドのパフォーマンス

### 設定来の基準価額の推移

### 過去3年の分配金実績

#### 豪ドルコース

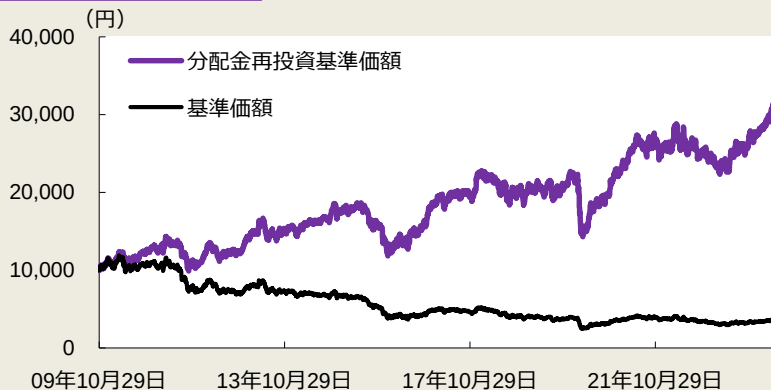


設定来累計分配金

**14,385円**

第142期～第177期 各15円

#### 南アフリカランドコース

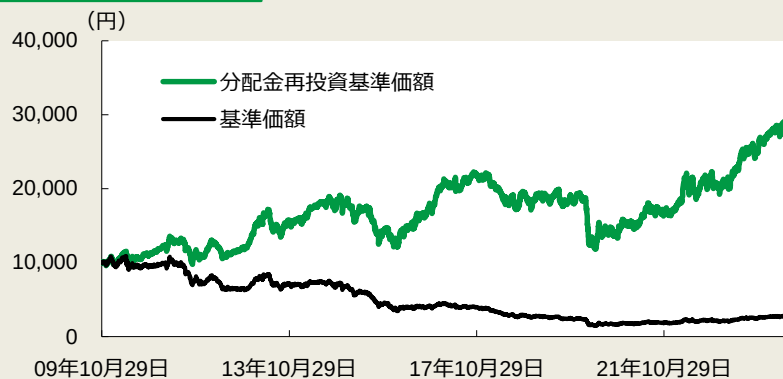


設定来累計分配金

**13,090円**

第142期～第177期 各25円

#### ブラジルリアルコース



設定来累計分配金

**12,720円**

第142期～第177期 各10円

※期間：2009年10月29日（各ファンド設定日前営業日）～2024年7月12日（日次）

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※基準価額は各ファンド設定日前営業日を10,000円として計算しています。

※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。

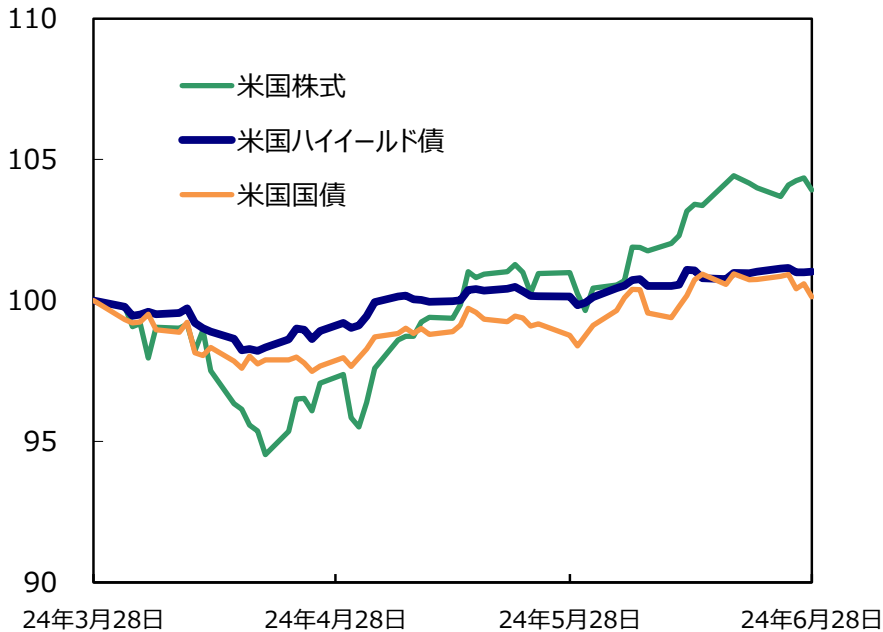
※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※巻末の当資料の注意事項を必ずお読みください。

## 直近3ヵ月（2024年4月～2024年6月）の米国ハイイールド債市場は、上昇しました。

### 米国の主な市場の値動き（累積リターン）の推移



※期間：2024年3月28日～2024年6月28日（日次）

※2024年3月28日を100として指数化

※米国株式：S&P 500種指数（配当込み）

米国国債：ICE BofA・US・トレジャリー・インデックス

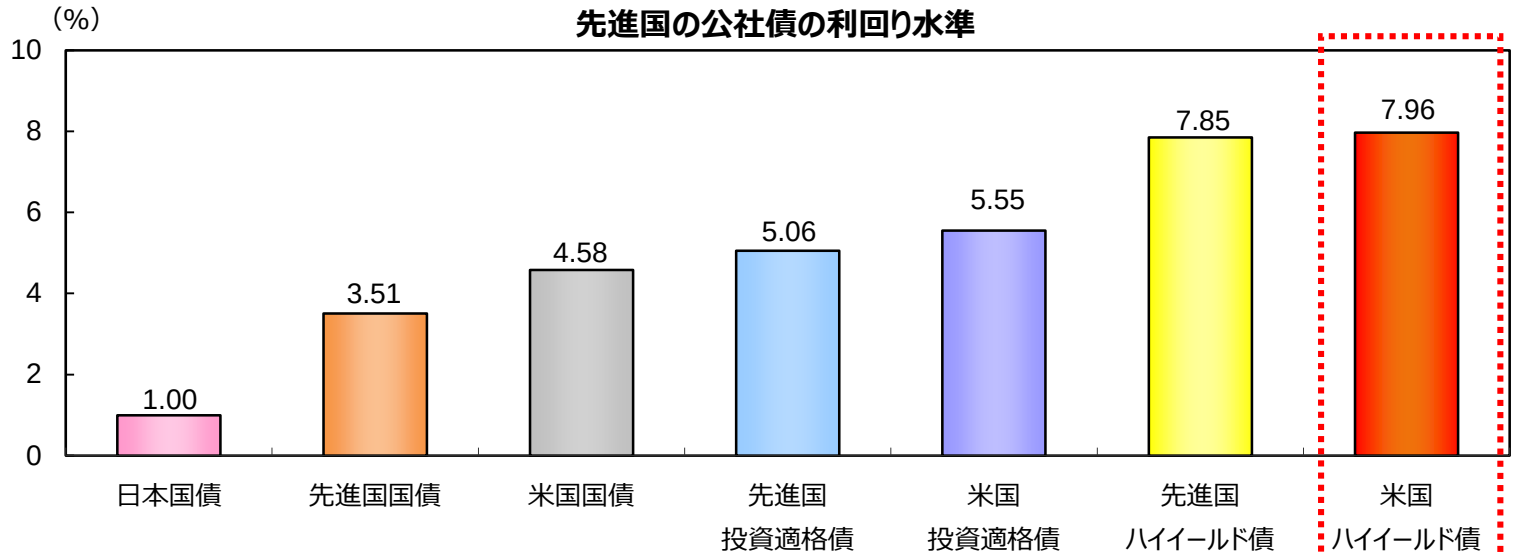
米国ハイイールド債：ICE BofA・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・コンストレインド・インデックス

4月の米国ハイイールド債市場は、下落しました。上旬は、米国で堅調な雇用統計や物価指標の伸びが上振れたことなどを背景にFRB（米連邦準備理事会）による利下げ観測が後退し、下落しました。その後も利下げ観測の後退に伴う米長期金利の上昇が重しとなり軟調に推移しましたが、月末にかけては、リスク回避姿勢の後退などから下落幅を一部縮小しました。対米国国債スプレッドは、概ね横ばいとなりました。

5月の米国ハイイールド債市場は、上昇しました。上旬は、FOMC（米連邦公開市場委員会）でFRB議長が年内利下げの可能性を排除しなかったことや、雇用統計の下振れを受けて上昇しました。その後も物価指標の伸びが下振れたことなどから上昇基調で推移しましたが、月末にかけては、FOMC議事要旨がタカ派的と受け止められたことなどから上昇幅を一部縮小しました。対米国国債スプレッドは、小幅に拡大しました。

6月の米国ハイイールド債市場は、上昇しました。上旬は、米製造業景況感の下振れなどを背景に、米国金利の低下につれ上昇した後、堅調な雇用統計を受けて上昇幅を縮小しました。中旬以降は、物価指標の伸びが下振れたことなどから再び上昇しましたが、月末にかけては、上値の重い展開となりました。対米国国債スプレッドは、小幅に拡大しました。

### 先進国の公社債の利回り水準



※2024年6月28日時点

※日本国債：ICE BofA・JAPAN・ガバメント・インデックス、先進国国債：ICE BofA・グローバル・ガバメント・インデックス、米国国債：ICE BofA・US・トレジャリー・インデックス、先進国投資適格債：ICE BofA・グローバル・コーポレート・インデックス、米国投資適格債：ICE BofA・US・コーポレート・インデックス、米国ハイイールド債：ICE BofA・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・コンストレインド・インデックス、先進国ハイイールド債：ICE BofA・グローバル・ハイイールド・インデックス

※各債券の利回りは、種別ごとに分類された債券の加重平均利回りです。残存年数やリスク、格付け等は異なりますので、一概には比較できません。

出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

#### 【指数の著作権について】

- ICE Data Indices, LLC（「ICE Data」）、その関係会社及びそれらの第三者サプライヤーは、明示又は黙示のいずれかを問わず、インデックス、インデックス・データ、及びそれらに含まれ、関連し、又は派生する一切のデータを含めて、商品性又は特定の目的若しくは使用への適合性の保証を含む一切の表明及び保証を否認します。ICE Data、その関係会社又はそれらの第三者サプライヤーは、インデックス、インデックス・データ若しくはそれらの構成要素の適切性、正確性、適時性又は完全性について、なんら損害賠償又は責任を負わず、インデックス、インデックス・データ及びそれらの全ての構成要素は、現状有姿において提供されるものであり、自らの責任において使用いただくものです。ICE Data、その関係会社及びそれらの第三者サプライヤーは、アセットマネジメントOne（株）又はその製品若しくはサービスを後援、推薦又は推奨するものではありません。
- S&P 500種指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCまたはその関連会社の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLC、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングスLLCまたはその関連会社は、いかなる指数の資産クラスまたは市場セクターを正確に代表する能力に関して、明示または黙示を問わずいかなる表明または保証もしません。また、S&P 500種指数のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

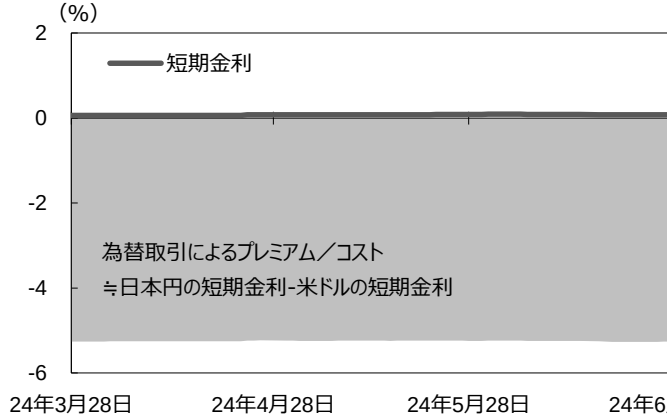
※巻末の当資料の注意事項を必ずお読みください。

為替レートの変動は、円コースを除く各コースの基準価額に影響しました。

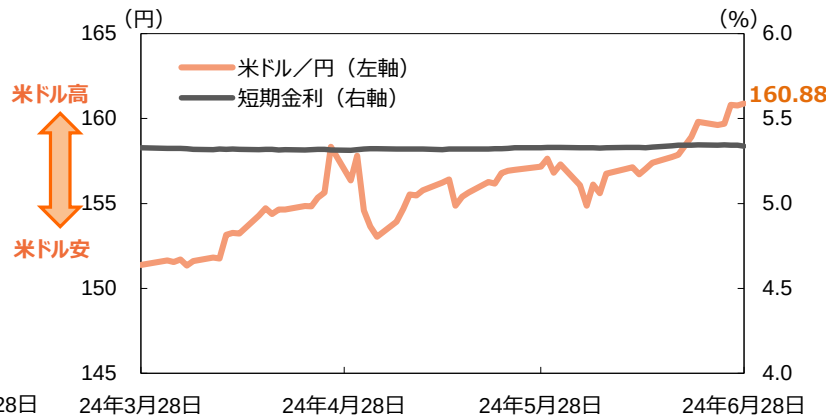
円コースでは為替取引を行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

米ドルコースでは、原則として為替取引を行いません。そのため、米ドルの為替レートが対円で上昇（円安）した場合には為替差益が得られ、逆に為替レートが対円で下落（円高）した場合には為替差損が発生します。

日本円の短期金利の推移

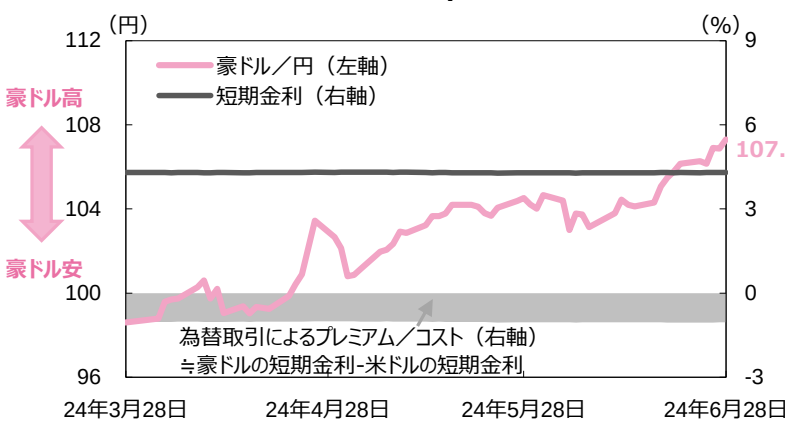


米ドルの対円為替レート/短期金利の推移

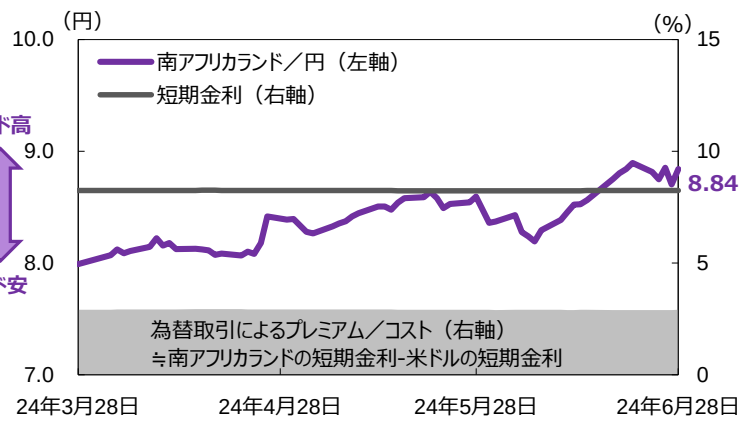


豪ドルコース、南アフリカランドコース、ブラジルレアルコースでは、為替取引を行うため取引対象通貨の為替レートが対円で上昇（円安）した場合には為替差益が得られ、逆に為替レートが対円で下落（円高）した場合には為替差損が発生します。

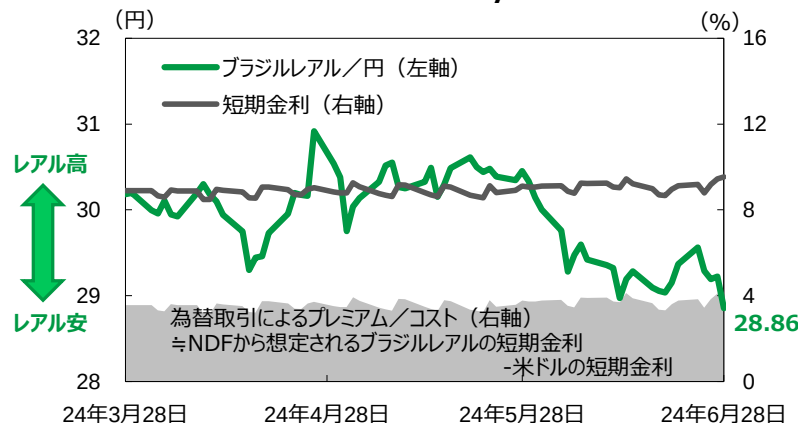
豪ドルの対円為替レート/短期金利の推移



南アフリカランドの対円為替レート/短期金利の推移



ブラジルレアルの対円為替レート/短期金利の推移



※期間：2024年3月28日～2024年6月28日（日次）

※短期金利は日本円：TORF（東京ターム物リスク・フリー・レート）1ヵ月、米ドル：SOFR（担保付翌日物調達金利）1ヵ月、豪ドル：BBSW（豪州銀行間取引金利）1ヵ月物、南アフリカランド：ヨハネスブルグ・インターバンク・アグリッド・レート1ヵ月、ブラジルレアル：JPモルガンELMIプラス\*の利回り。

\*JPモルガンELMIプラスとは、JPモルガン社が算出し公表している新興国の現地通貨建ての短期金融市場の収益率を表す指数で、主に新興国のNDF取引等を基に算出される指数です。JPモルガンELMIプラスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティー・エルエルシーに帰属します。

出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※巻末の当資料の注意事項を必ずお読みください。



## ファンドの特色

米ドル建ての高利回り事業債（以下「ハイイールド債」といいます。）を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

### 1 米ドル建てのハイイールド債を実質的な主要投資対象とします。

- ◆ 各ファンドは、米ドル建てのハイイールド債を主要投資対象とする円建ての外国投資信託「LA USハイイールドボンドファンド」各クラス受益証券と、わが国の短期公社債等を主要投資対象とする円建ての国内籍投資信託「MHAM短期金融資産マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。  
※「実質的な主要投資対象」とは、各投資信託を通じて投資する主な投資対象という意味です。  
※「LA USハイイールドボンドファンド」を以下「外国投資信託」といいます。
- ◆ 各ファンドは、投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）への投資にあたり、「LA USハイイールドボンドファンド（各クラス）」への投資を中心にを行います。  
※各投資対象ファンドへの投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに各ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。なお、各ファンドは、それぞれ「LA USハイイールドボンドファンド」の通貨別の各クラスに投資します。  
※投資対象ファンドの合計組入比率は、高位を維持することを基本とします。

### 2 主要投資対象とする外国投資信託において行う為替取引が異なる、5本のファンドから構成されています。

- ◆ 米ドルコースを除く各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託では、各クラスについてそれぞれ異なった為替取引（原則として米ドル売り、各クラスの取引対象通貨買い）を行います。
- ◆ 米ドルコースを除く各ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託において行う為替取引により、それぞれ異なる為替変動の影響および通貨間の短期金利差による影響（為替取引によるプレミアム／コスト）を受けます。  
※米ドルコースは、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。
- ◆ 各ファンド間のスイッチング（乗換え）が可能です。  
※販売会社によっては、一部のファンドを取り扱わない場合、スイッチングの取扱いを行わない場合等があります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「手続・手数料等 お申込みメモ」をご参照ください。

### 3 毎月12日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、安定した収益分配を継続的に行うことを目指します。

分配方針

- ◆ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ◆ 分配金額は、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、配当等収益の水準、基準価額の水準および市況動向等を勘案し、委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆ 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

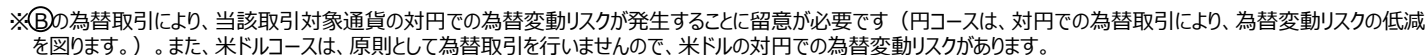
### 4 米ドル建てのハイイールド債の運用は、ロード・アベット・アンド・カンパニーエルエルシー（ロード・アベット社）が行います。

- ◆ 「LA USハイイールドボンドファンド」におけるハイイールド債の運用はロード・アベット社が、為替取引を含む為替の管理はステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ステート・ストリート社）が行います。なお、「MHAM短期金融資産マザーファンド」の運用はアセットマネジメントOneが行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

## 各ファンドの運用のイメージ

### 〈通貨選択型の投資信託のイメージ図〉



## 6

## 収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



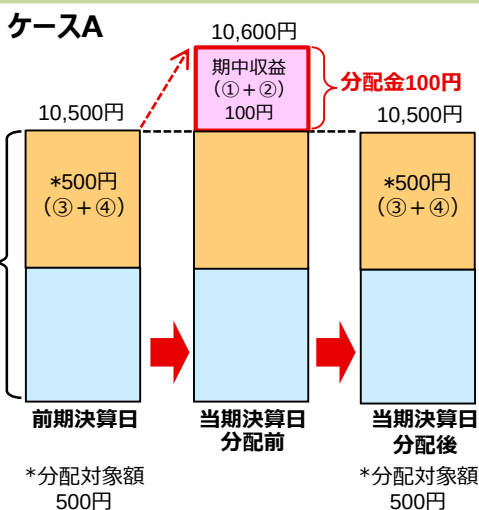
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金額と基準価額の関係（イメージ）

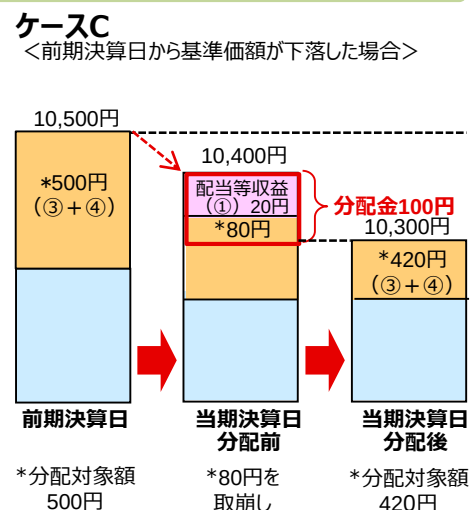
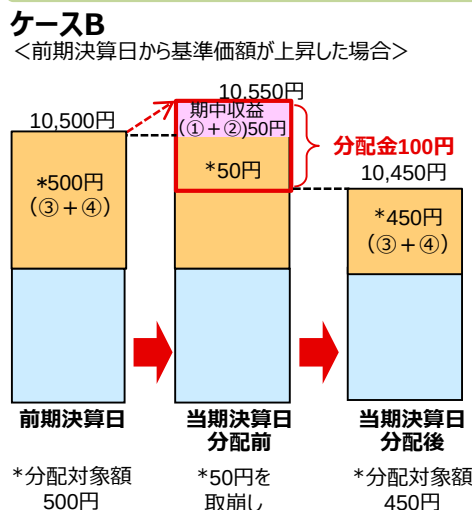
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

#### 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



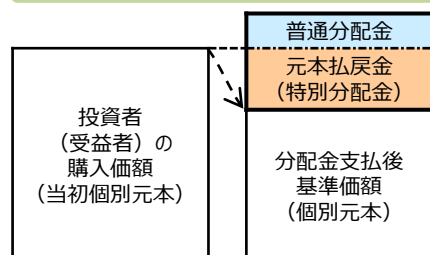
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円＝100円  
ケースB：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円＝50円  
ケースC：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円＝▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額で判断ください。  
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

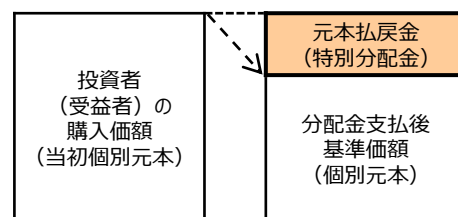
投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。



## ファンドの投資リスク

### 【基準価額の変動要因】

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信用リスク    | 各ファンドが実質的に主要投資対象とするハイイールド債は、信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化（格付けの格下げ・格上げ）により、債券価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が債務不履行に陥る可能性も高いと考えられます。各ファンドが実質的に投資を行うハイイールド債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 金利変動リスク  | 一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが実質的に投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 為替変動リスク  | <p>〈円コース〉<br/>円コースが主要投資対象とする外国投資信託は保有資産に対し、原則として対円での為替取引（保有資産が米ドル建て資産の場合は、米ドル売り、円買い）を行い為替変動リスクの低減を図りますが、外国投資信託において保有する資産の額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、米ドルとの為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、円の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、円の短期金利と米ドルの短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。</p> <p>〈米ドルコース〉<br/>米ドルコースが主要投資対象とする外国投資信託は保有資産に対し、原則として為替取引（為替管理）を行いません。そのため、為替相場が米ドルに対して円高となった場合、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>〈豪ドルコース〉〈南アフリカランドコース〉〈ブラジルリアルコース〉<br/>各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は保有資産に対し、原則として各ファンドが投資対象とする外国投資信託各クラスにおける取引対象通貨（豪ドルコースの場合は豪ドル）での為替取引（米ドル売り、取引対象通貨買い）を行いますので、取引対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が取引対象通貨に対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国投資信託において保有する資産の額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、米ドルとの為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、取引対象通貨の短期金利と米ドルの短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。</p> |
| カントリーリスク | 各ファンドの実質的な主要投資先となっている米国および為替取引の対象国において、政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合（外国為替取引規制等が実施された場合を含みます。）には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 流動性リスク   | 規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができない可能性があります。各ファンドが実質的に投資するハイイールド債等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。



**お申込みメモ（ご購入の際は、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。）**

|                            |                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                       | 販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）                                                                                                                                                                                                      |
| 購入価額                       | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。）                                                                                                                                                                                    |
| 換金単位                       | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                                 |
| 換金価額                       | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額                                                                                                                                                                                          |
| 換金代金                       | 原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                          |
| 購入・換金<br>申込不可日             | ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日に該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。                                                                                                                                                         |
| 換金制限                       | 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                                  |
| 購入・換金申込<br>受付の中止<br>および取消し | 換金の請求金額が多額な場合および外国投資信託の換金請求の受付の停止・取消または延期の場合の換金のお申込み、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情がある場合の購入・換金・スイッチングのお申込みについては、お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことがあります。 |
| 信託期間                       | 2027年10月12日まで（2009年10月30日設定）                                                                                                                                                                                               |
| 繰上償還                       | 各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）させます。<br>信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる時、または各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなる時等には、繰上償還することがあります。                                               |
| 決算日                        | 毎月12日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                                                         |
| 収益分配                       | 年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。                                                                                        |
| 課税関係                       | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時・スイッチング時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。<br>※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。<br>各ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。               |
| スイッチング                     | 販売会社が定める単位にて、各ファンド間で乗り換え（スイッチング）が可能です。<br>※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                          |

## お客さまにご負担いただく手数料等について

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

### ご購入時

|           |                                                                                                                                                            |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料    | 購入価額に <b>3.3%（税抜3.0%）</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。<br>※くわしくは販売会社にお問い合わせください。 |
| スイッチング手数料 | スイッチング時の購入価額に <b>3.3%（税抜3.0%）</b> を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。<br>※スイッチングの際には、換金時と同様の費用、税金がかかります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。                                  |

### ご換金時

|         |                                               |
|---------|-----------------------------------------------|
| 換金時手数料  | <b>ありません。</b>                                 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額とします。 |

### 保有期間中（信託財産から間接的にご負担いただきます。）

|                  |                   |                                                                                                                                                    |         |                                           |
|------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>（信託報酬） | 各ファンド             | ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.968%（税抜0.88%）                                                                                                                 |         |                                           |
|                  |                   | 支払先                                                                                                                                                | 内訳（税抜）  | 主な役務                                      |
|                  |                   | 委託会社                                                                                                                                               | 年率0.35% | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価          |
|                  |                   | 販売会社                                                                                                                                               | 年率0.50% | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
|                  | 投資対象とする<br>外国投資信託 | 受託会社                                                                                                                                               | 年率0.03% | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価             |
|                  | 実質的な負担            | 外国投資信託の純資産総額に対して年率0.695%程度<br>※各ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用管理費用等には、年次による最低費用等が設定されているものがあり、外国投資信託の純資産総額によっては、上記の率を実質的に超える場合があります。                        |         |                                           |
| その他の費用・手数料       |                   | 各ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.663%程度（税込）</b><br>※上記は各ファンドが純資産総額相当額の外国投資信託を組み入れた場合について算出したもので、実際の組入比率により異なります。また、この他に定率により計算されない「その他費用等」があります。          |         |                                           |
|                  |                   | 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査費用等が信託財産から支払われます。<br>※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 |         |                                           |

※上記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。  
 ※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。□印は取扱いファンドを示しています。

2024年7月16日時点

| 商号              | 登録番号等                    | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 円コース | 米ドルコース | 豪ドルコース | 南アフリカランドコース | ブラジルリアルコース |
|-----------------|--------------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|------|--------|--------|-------------|------------|
| 株式会社みずほ銀行       | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第6号     | ○       |                 | ○               | ○                  | □    | □      | □      | □           | □          |
| 株式会社十六銀行        | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第7号     | ○       |                 | ○               |                    | □    |        | □      |             | □          |
| 株式会社みなと銀行       | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第22号    | ○       |                 | ○               |                    | □    | □      | □      | □           | □          |
| a uカブコム証券株式会社   | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号  | ○       | ○               | ○               |                    | □    | □      | □      | □           | □          |
| 池田泉州 T T 証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第370号 | ○       |                 |                 |                    | □    | □      | □      | □           | □          |
| 株式会社 S B I 証券   | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号  | ○       |                 | ○               | ○                  | □    | □      | □      | □           | □          |
| あかつき証券株式会社      | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号  | ○       | ○               | ○               |                    | □    | □      |        |             |            |
| 株式会社しん証券さかもと    | 金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第5号   | ○       |                 |                 |                    |      | □      | □      |             |            |
| みずほ証券株式会社       | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号  | ○       | ○               | ○               | ○                  | □    | □      | □      | □           | □          |
| 大熊本証券株式会社       | 金融商品取引業者 九州財務局長（金商）第1号   | ○       |                 |                 |                    | □    | □      | □      | □           | □          |
| 楽天証券株式会社        | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号 | ○       | ○               | ○               | ○                  | □    | □      | □      | □           | □          |
| 東海東京証券株式会社      | 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号 | ○       | ○               | ○               | ○                  | □    |        | □      |             | □          |
| マネックス証券株式会社     | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号 | ○       | ○               | ○               | ○                  | □    | □      | □      | □           | □          |
| 丸國證券株式会社        | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第166号 | ○       |                 |                 |                    | □    | □      | □      | □           | □          |
| ワイエム証券株式会社      | 金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第8号   | ○       |                 |                 |                    | □    | □      | □      | □           | □          |
| 株式会社滋賀銀行        | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第11号    | ○       |                 | ○               |                    | ※1   |        | ※1     |             | ※1         |

●以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

|                                           |                        |   |  |   |  |   |   |   |   |   |
|-------------------------------------------|------------------------|---|--|---|--|---|---|---|---|---|
| 株式会社 S B I 新生銀行（委託金融商品取引業者 株式会社 S B I 証券） | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号  | ○ |  | ○ |  | □ | □ | □ | □ | □ |
| 株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）         | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第633号 | ○ |  |   |  | □ | □ | □ | □ | □ |
| 株式会社 S B I 新生銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）   | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号  | ○ |  | ○ |  | □ | □ | □ | □ | □ |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

※1:新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

（原則、金融機関コード順）

【ファンドの関係法人】

＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社

信託財産の運用指図等を行います。

＜受託会社＞みずほ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

【委託会社への照会先】

アセットマネジメントOne株式会社

＜コールセンター＞ 0120-104-694

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

＜ホームページアドレス＞ URL <https://www.am-one.co.jp/>

【当資料の注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。
- 各ファンドは、実質的に債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は
  - 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
  - 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
  - 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。